

育児時短就業給付金支給申請書（2回目以降）の記入例

第101条の48関係（第1面）

育児時短就業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 10422		氏名 イクキュウ ハナコ	事業所番号 1301-987654-3	管轄区分 0
1. 被保険者番号 5050-123456-7	2. 資格取得年月日 4-280401	3. 出産年月日 5-0X0101	出産予定日 <input type="text"/>	本来の週所定労働時間 37:30
支給対象年月 0X08 0X09	支給申請期間（初日～末日） 0X1001 - 0X1130	前回処理年月日 0X0807		
4. 被保険者氏名 <input type="text"/>	フリガナ（カタカナ） <input type="text"/>			
5. 支給対象年月その1 5-0X08 元号 年 月	6. 週所定労働時間 2500 時間 分	7. 支払われた賃金額 203333 円	その他賃金に関する特記事項 19. 通勤手当 3か月分 10,000円（8/31支払） 20. 21.	
8. 支給対象年月その2 5-0X09 元号 年 月	9. 週所定労働時間 2500 時間 分	10. 支払われた賃金額 203333 円		
11. 支給対象年月その3 <input type="text"/> 元号 年 月	12. 週所定労働時間 <input type="text"/> 時間 分	13. 支払われた賃金額 <input type="text"/> 円		
14. 本来の週所定労働時間 （変更があった場合） <input type="text"/> 時間 分	15. 育児時短就業終了年月日 <input type="text"/> 元号 年 月 日	16. 育児時短就業終了理由 <input type="checkbox"/> (1 本来の所定労働時間への復帰) <input type="checkbox"/> (2 育児時短就業事由の消滅) <input type="checkbox"/> (3 他の休業開始)		
※17. 次回支給申請年月日 <input type="text"/> (5 令和) 元号 年 月 日		18. 未支給区分 <input type="checkbox"/> (空欄 未支給以外) <input type="checkbox"/> (1 未支給)		

裏面にあります

第101条の48関係（第2面）

上記被保険者が育児時短就業を取得し、上記の記載事実と誤りが無いことを証明します。		事業所名（所在地・電話番号） 東京都千代田区霞が関4-5-6 03-5253-1111
令和 X 年 10 月 8 日	事業主名 株式会社 行政物流 代表取締役 行政 浩二	
雇用保険法施行規則第101条の48関係の規定により、上記のとおり育児時短就業給付金の支給を申請します。		
令和 X 年 10 月 6 日	飯田橋 公共職業安定所長 殿	フリガナ イクキュウ ハナコ
社会保険 労務士 記載欄	氏名 <input type="text"/>	申請者氏名 育休 花子
電話番号 <input type="text"/>		
※	所長	次長
	課長	係長
	係	操作者
備考	賃金締切日: 日 賃金支払日: 当月・翌月 日 通勤手当: 有 (毎月・3か月・6か月・) ・無	
※支給決定年月日 令和 年 月 日		

【注意事項】

育児時短就業給付の受給資格確認のみを行った場合は、この様式が、初回からの支給申請書となります。

6、9、12「週所定労働時間」

支給対象月における短縮後の週所定労働時間（複数の週所定労働時間がある場合は、最も短いもの）を記入してください。
また、特別な労働時間制度の適用を受けている場合などは、以下のとおり計算し、記入してください。なお、いずれも計算結果に端数が生じたときは、分単位未満を切り捨ててください。

- ・フレックスタイム制、変形労働時間制の適用を受けている場合

清算期間の（対象期間）の総労働時間÷清算期間（対象期間）の月数×12月÷52週

- ・裁量労働者制の適用を受けている場合

1日のみなし労働時間×5日

- ・いわゆる「シフト制」で就労する場合

該当期間（※1）の実際の労働時間（※2）÷（該当期間の暦日数÷7日）（※3）

（※1）本来の週所定労働時間を計算する場合は、育児時短就業開始時賃金月額算定に用いた6か月間、支給対象月の週所定労働時間を計算する場合は、その支給対象月をいいます。

（※2）法定労働時間（1日8時間・1週40時間又は44時間）を超えないものに限りです。

（※3）括弧内に端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入してください。

7、10、13「支払われた賃金額」

・支給対象月中に支払われた賃金（臨時の賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を記入してください。
・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

14「本来の週所定労働時間」

・事業所における所定労働時間の引き下げなどによって、被保険者に適用される本来の週所定労働時間が変更された場合は、変更後の週所定労働時間を記入してください。

15「育児時短就業終了年月日」、16「育児時短就業終了事由」

・本来の週所定労働時間に復帰した場合のほか、育児時短就業が終了する事由（139ページ参照。）が生じた場合は、育児時短就業の終了日（最終日）と終了理由を記入してください。

19、20「その他賃金に関する特記事項」

・上記の通勤手当等のほか、賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについても、その額と名称を記入してください。